平成２１年（フ）第１１１号
大津市美空町１番21―105号
債務者　尾﨑　和子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
滋賀県甲賀市水口町北内貴507番地
債務者　藤澤　　茂
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２６号
滋賀県甲賀市水口町北内貴507番地
債務者　藤澤介護こと　藤澤喜代子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２７号
滋賀県甲賀市水口町北内貴507番地
債務者　藤澤　良彦
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３４号
滋賀県草津市平井１丁目16番17号
債務者　西田　和男
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８９号
大津市石山寺５丁目７番３号　モンターニュⅡ103
債務者　増田　美和
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１８号
滋賀県守山市杉江町589番地
債務者　スマイルイングリッシュスクールこと
中西佐左男
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４００号
滋賀県湖南市岩根499番地102―305号室
債務者　深川　清輝
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０７号
滋賀県草津市若草７丁目８番地14、前住所滋賀県栗東市安養寺５丁目１番31―504号
債務者　藤岡　靖子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１２９号
京都市右京区太秦一ノ井町14番地　二葉荘東２
債務者　細井　米治
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３０号
京都市右京区太秦一ノ井町14番地　二葉荘東２
債務者　細井喜久子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
兵庫県尼崎市常松１丁目18番７―101号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目19番26号南本文化アパート
債務者　松本　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１８号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目７番１―105号、前住所兵庫県尼崎市常光寺２丁目11番25―502号
債務者　松本　恵美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０８号
兵庫県加古川市米田町船頭593番地の２
債務者　山本　弘高
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３７７号
兵庫県加古川市東神吉町砂部33番地の30
債務者　大切　彩歌
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市飾磨区高町２丁目402番地ディアスたかまち202号、従前の住所兵庫県養父市八鹿町八鹿1097番地８
債務者　池本　秀房（旧姓橋野）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３６号
兵庫県姫路市飾磨区高町２丁目402番地ディアスたかまち202号、従前の住所兵庫県養父市八鹿町八鹿1097番地８
債務者　池本　　睦
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部